

## 議案第44号

### 令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事請負契約の一部変更契約について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和4年12月22日に工事請負契約の議決を得た、令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事について、下記のとおり請負契約の一部変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月6日 提出

京田辺市長 上村 崇

#### 記

- 1 契約の目的 令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等  
工事
- 2 契約の金額
  - (1) 変更契約金額（変更後の総契約金額） 2,619,634,600円
  - (2) 変更による増額金額 135,287,900円
- 3 契約の相手方 村本・大和土木特定建設工事共同企業体
  - 代表者 住所 京都市中京区御池西洞院東入橋之町741番地3
  - 氏名 村本建設株式会社京都営業所
  - 所長 永市 大吾
  - 構成員 住所 京田辺市新小欠1番地57
  - 氏名 大和土木株式会社
  - 代表取締役 木村 雄一

令和4・5年度継続施行（仮称）学校給食センター新築等工事請  
負契約の一部変更契約説明

1 変更概要

労務単価や資材単価の著しい変動（インフレーション）により、令和5年2月に国の公共工事設計労務単価等が見直されたことに伴い、契約金額に変更（増額）が生じたもの。